第3章　個別の検査結果

第1節　省庁別の検査結果

第1　内　　閣　　府

（内 閣 府 本 府）

不　当　事　項

補　　助　　金

（1）—（12）　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管　一般会計　（組織）内閣本府 （項）沖縄振興交付金事業推進費 （項）子育て世帯等臨時特別支援事業費 （組織）地方創生推進事務局 （項）地方創生推進費 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定） （項）子ども・子育て支援推進費
部　　局　　等	内閣府本府、９府県
補助等の根拠	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、地域再生法（平成17年法律第24号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、予算補助
補助事業者等（事業主体）	県３、市９、計12補助事業者等 （県２、市９、計11事業主体）
間接補助事業者等（事業主体）	１村
補助事業等	地方創生推進交付金事業、子どものための教育・保育給付交付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））等）等
事業費の合計	89,276,166,853円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	81,826,148,207円
不当と認める事業費の合計	99,985,079円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	59,328,722円

1　補助金等の概要

内閣府（内閣府本府）所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、42都道府県、471市区町村及び17団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、2県、10市村、計12事業主体が実施した地方創生推進交付金事業、子どものための教育・保育給付交付金事業、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））等）等に係る国庫補助金59,328,722円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1)　補助対象事業費を過大に精算していたもの

7件　不当と認める国庫補助金　14,478,433円

(2)　補助の対象とならないなどのもの

3件　不当と認める国庫補助金　26,594,727円

(3)　事業の一部を実施していなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　15,316,500円

(4)　工事の設計数量が過大となっていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　2,939,062円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。